

令和8年度町政懇話会会議録

開催日時	令和8年4月20日(月)午後7時00分～午後8時40分
開催場所	虹のプラザ 中会議室
出席者	町長 庄司 中 副町長 木島一彦 教育長 鈴木敦夫 総務課長 土屋弘行 企画情報課長 海藤敏之 町民税務課長 荒井慎弥 保健福祉課長 大沼裕子 農林課長 小林基流 みらい共創戦略課長 大沼進悟 建設課長 大山和彦 教育文化課長 八鍬 誠 議会事務局長 小玉大輔
出席者	70名

議事概要

1. 開会	土屋総務課長の進行で開会する。(午後7時00分)
2. 町民憲章朗唱	
3. 町長あいさつ	庄司町長が挨拶を行う。
4. 町施策の概要を説明する。 (財政状況について：木島副町長、施策について：町長、教育分野について：鈴木教育長)	
5. 質疑応答	
座長	皆さまからいろいろな意見をお伺いできればと思います。私の方からお願いですが、質問者の方は、多くの方がいらっしゃっておりますので、挙手の上、地区名とお名前を申し上げていただきたいと思います。また、時間の関係上、本日回答ができない場合は、後日町より文書にて回答していただきたいと思います。 また、質問については、まちづくり全般についてお話いただきたいと思います。側溝が壊れているなどの質問は後ほど各課長の方に伝えていただければと思います。それでは、質問ある方はお願いいたします。
参加者	予算について、道路・住宅・除雪について減額となっておりますが、除雪費などは、この予算で大丈夫なのでしょうか。
大山建設課長	除雪費につきましては、昨年度と予算額は大きく変わっておりません。万が一、豪雪などにより不足となる場合については、予算を補正するなど対応したいと思います。
参加者	分かりました。
参加者	町の除雪を受けている道路維持組合について、ある一部の業者で組織しているが、新しく入るにはどのようにすればいいのか。また、大規模の事業をその組合のみで受けているのは、どうなのか。入札などの実施などはないのか。
大山建設課長	道路維持組合への加入については、組合の規定などもあるかと思っておりますので、

座長	<p>町ではご回答しかねます。</p> <p>もう一つ、組合にばかり頼んでいいのかという質問にも回答をお願いします。</p>
大山建設課長	<p>指名業者選定審査会において、検討することになります。</p>
座長	<p>他にございませんか。</p>
参加者	<p>昨年12月に風通しの良い街を創る会ということで、ごみ処理施設の住民向けのチラシを出したところですが、町民の皆様から多くのご賛同の声をいただいているところです。環境衛生事業組合では、住民説明会も実施されないまま、昨年プロポーザルで随意契約がなされました。一者のみの参加でした。予定価格が96億2,480万円に対し、落札額が96億2,400万円で落札率が99.99%でした。競争がなされず、このような結果になったと推察します。私は、ごみ処理施設に対し、反対するものではありませんが、一度も住民説明会が行われなかったという点に疑問を感じています。</p> <p>また、今後人口が減少するなかで負の遺産とならないのか、規模が大きい点に疑問を感じています。機会があれば、直接お聞きするところですが、その機会がないのであれば、町にお聞きするしかないためご容赦いただきたいと思えます。</p> <p>一つ目の疑問は、施設の規模の大きさです。この原因を見ますと組合のホームページで公表されている設計指針には、焼却炉が2炉で12時間稼働と設計されています。現在は1炉で24時間稼働となっています。1炉で24時間稼働しているのは、東根市のクリーンピアや最上広域などとなっています。(注：正しくは、クリーンピア65t×3炉、最上広域45t×2炉)この選定理由を環境衛生事業組合にお聞きしたところ、財団法人全国都市清掃会議による設計指針によるものだという回答でした。この財団法人については別にして、普通2炉1炉の選定にあたっては、建設コストの比較を行い、経済性など総合的に判断するものだと思います。なぜ、2炉で12時間稼働としたのか、お答えいただきたいと思えます。これについては、当時大山課長が事務方トップとして、幹事として環境衛生事業組合へ出向いて、その計画について携わっていると思いますので、分かる範疇で結構ですので、お願いしたいと思います。</p>
座長	<p>その点だけでしょうか。あれば合わせてお願いします。</p>
参加者	<p>ありがとうございます。スライド条項についてです。町の建設工事の中にもこの条項はあるわけですがけれども、非常に中東情勢が不安定な中で、この条項が適用されると建設費の増額が心配されます。このスライド条項の概要について、予算の処置、国庫補助金、起債、一般財源などどのように変わるのか建設工事を所管しております大沼元建設課長にお答えいただきたいと思えます。</p>
座長	<p>まず、1炉と2炉について回答をお願いします。</p>

大山建設課長	<p>焼却炉について、指針に基づいて整備をしていくというふうに認識しております。ただ、部署を離れたため本日資料を持ち合わせておりませんので、後ほど環境衛生事業組合と確認させていただいたうえで回答させていただきます。</p> <p>また、スライド条項についても、確認させていただいたうえで回答させていただきます。</p>
座長	<p>先ほど、大型事業になるにも関わらず一切の説明がないため町に聞くしかないということですので、そうなれば、担当課長として町民の方に説明する義務があると思います。是非、もっと勉強して住民の方にお答えできるようにしていただきたいと思います。今言ったことに対して、不明な部分があれば質問者の方に再度確認して、後日回答していただきたいと思います。</p>
参加者	<p>2炉選定した点について、工事費の増大につながっているのかと思います。本来であれば経済比較やランニングコストなど総合的に判断すべきと思います。スライド条項についても、適用されれば膨大な増額となります。</p> <p>後ほど回答とのことでしたが、環境衛生事業組合の議会の方でも附帯決議として住民説明会開催の意向があったかと思います。是非、環境衛生事業組合からきちんとした住民説明会を実施していただきたいという要望でございます。</p>
座長	<p>ぜひ要望に応えられるようにしていただきたいと思います。</p>
参加者	<p>先ほど議会の話があったかと思いますが、附帯決議を付けて出しておりました、以前尾花沢市の方で説明会も行われましたが、あまり参加者がいらっしやらなかった。内容も少し違っていたかもしれませんが、大石田の方も尾花沢の方も参加されなかった。実施の方法もあったかと思いますが、議会においては、説明をしてくださいと伝えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
座長	<p>住民の方も大型事業という認識があまり無いのではないかと思います。関心が無いのであれば、町も議会ももっと周知すべきだと思いますので、今回このようなご意見もありましたので、前向きにご回答いただければと思います。</p>
参加者	<p>小学校統合もありますが、年々子どもの数が少なくなっているのですが、保育園については、どのようになっていくのかお聞きしたい。</p>
庄司町長	<p>様々な場でご意見をいただいております。今年1年検討させていただきたいと考えています。</p>
参加者	<p>先ほど座長の方からも、今回の町政懇話会の内容については、まちづくりに関することとありましたが、重々承知はしているのですが、私がこれから申し上げることに关しましては、まちづくりの基本中の基本になるだろうと考えております。公益性、公平性の観点からもぜひ質問させていただきたいというふ</p>

うに思います。よろしくご理解いただきたいと思ひます。

まず、これから質問することにつきましては、高橋前副町長と一年間話を続けてまいりました。特に9月をピークに話をさせていただいておりました。高橋副町長からは誠実に、真摯に丁寧に対応してまいりますと回答いただきましたが、具体的に私の質問内容に対する確に根拠を示しての説明をなかなかいただけなかったという経過があります。このまま根拠を示せないとすると指摘を認めることとなりますよという話もしてまいりました。そういう経過の中で、そういう条件があれば町政懇話会の中で質問しますので回答お願いしますという話をしてきたところでもあります。今申し上げたとおり、事務方トップである高橋副町長と確約をしたなかでの話でありますので、それについては、全て庄司町長にも報告しているということでもありますので、行政と町民の信義則に沿って回答いただきたいと思ひます。

まず、地方自治法第138条の2の2に地方公共団体の執行機関は、各団体の事務を、誠実に管理し及び執行する義務を負うというような条項があります。誠実にというのは、公正で嘘偽り無く、誤魔化しが無く、約束を守り、真面目で真心を持って人や物事に接し、間違えたら素直に謝る、そういうことを示すのだろうと思ひます。また、説明責任ということがありますが、これも、ずっと申し上げてきました。これについては、言うまでもないと思ひますが、自分の行動や選択、判断が適正であること、正しいことを根拠を明確に挙げて説明をしなければならないということだと思ひます。また、説明責任とは、町民の知る権利を背負っているという自負があることだと思ひますのでよろしくお願い申し上げます。

具体的に申し上げます。まず1点目、公金の紛失の問題です。公金紛失してからまもなく5年が経過しようとしています。紛失が発覚してから3年、議会の附帯決議、これからも1年を経過しようとしています、未だに公金紛失の原因も分からないというような状況になっています。

まず、公金に関わる補正予算と決算の内容についてであります。手元に、私、決算書と補正予算書、令和4年度の方ですが持っております。令和5年3月の補正予算であります、この補正予算で50万円を減額しております。これによって、予算額、調定済額、収入済額、これがほぼ一致しております。62万円も紛失をしているにもかかわらず収入未済額がございません。

本来、累積で62万円相当紛失金があるのであれば、紛失額相当額が収入未済額となっていなければならないのですが、決算書では収入未済額がありません。そもそも納入された紛失相当額の調定をしておりません。つまり、納入された使用料、要は、紛失した現金を最初から無かったことにしたということにならざるを得ません。

そこで、質問です。1点目です。なぜ1年6ヶ月もの間、延々と紛失した62万円もの相当分を調定しなかったのか。誰がしなかったのか。令和6年3月の山形新聞にこう出ています。令和3年10月から令和5年3月、つまり1年6ヶ月ですね、この全ての月で入金額が不足をしておりました。これも担当者は分かっていたが担当者は報告しなかったと新聞報道に出ています。そもそも法令に基づいて遅滞なく適正に調定をしていれば、もっと早い時期に善後策を

講じることができましたし、累計で62万円もの多額の紛失金が発生することは無かったというふうに思っております。

質問2点目で、なぜこのような補正予算を組み、事実と異なるような決算書をつくったのかということです。つまり、予算減額を、実際の数値と異なる調定額、そして収入済額となるように補正予算額を減額した。紛失金が無いように補正予算で調整をした。これ意図的だと思うのですが、その結果実際の数値と異なる数値が決算書に表れたというふうになります。そして、収入未済額が無いということですね。決算書そのものを議会に提出して、議会の監査委員も決算書を適正だと判断した。これおかしいことだと思いませんか。結果的にですね、補正予算書、さらに決算書も事実と異なる決算書、偽りになると思います。つまり、偽りの公文書の作成、偽りの公文書の行使、データの改ざんかどうか分かりませんが、それも含めると公文書の毀棄（きき）になります。このことを議会に対しても説明はしていないというふうに私は記憶をしております。ですから、議会はもちろん、町民に対しても説明会を開催して、真実を明らかにする説明責任があるのではないかと思います。これについては公表もされていません。4月14日ですか、HPに載ってましたが、服務規律という言葉もあったようですが、これでいけるわけじゃないですかというふうな事があります。これと同様な事例であります。宮城県涌谷町であります。決算額が確定値であるはずがそうではなかったということで、極めて不適切だと議会軽視で厳しく糾弾されて、決算書を修正再提出までして再認定しているというふうな経過があります。

また、先日の監査委員の方から、町の方に監査の報告、これは地方自治法に基づく報告ですが、あったと聞いております。これも直接見たわけではありませんが、62万5千円ないがしが無くなっているんですけども、それが不確かだという確かではないという監査報告があったと聞いています。これは本当ですかね。監査委員が調べ上げて、本当かどうかわからないんじゃないかという話があったとのことですが、これちょっと信じられないんですが、そうすると、先ほど申し上げましたが、町長も監査委員も議会も適正、確定値でない決算書を認定したというふうにならざるを得ないと思います。監査委員については、監査報告をした後にですね、議会と町長に提出しないといけない、尚且つ公表もしないとはいけませんので、広報紙等に掲載すべきということですので、しっかりしていただきたいというふうに思います。

次に損害賠償請求の関係です。これは、私、何度も議会も含め申し上げてきましたが、昨年7月に総務省の自治行政局行政課に問い合わせた結果、最高裁の判決にもあるように同法の規定に基づき、要するに地方自治法第243条の2の8ですけれども、要件に該当する限り、その規定に基づき処理すべきものと書いてあります。最高裁でも出ている、そうすべきと。これに基づかないで、何年か前に補填したとのことですが、総務省の回答と違う処理をしているということがあれば、その根拠を明確にして説明いただきたいと思います。また涌谷町の監査の前例も申し上げます。監査委員が決定する前に補填した行為は、本来、監査委員が損害賠償等を決定した後に措置されるべきものであって、賠償されたとみなすことはできません。

座長	<p>すみません、そこまで細かくではなく、要点だけお話してください。いつまでも質問が終わらなくなります。涌谷町の部分は後ほど調べますので。あまり長いと回答する側も分からなくなってしまうので、手短にお願いします。</p>
参加者	<p>手短に説明します。そういうことで、法令に基づいて処理しなかったのは非常にけしからんというふうな監査報告があります。もう1点ですが、民法に基づいて補填するということですのでけれども、民法に基づくのであれば損害賠償手続きでありますので、示談なり何なりあるのではないのでしょうか。でも示談書ありますねということをお願いしたいと思います。</p> <p>あと、示談書のなかで、刑事責任を問わないという言葉もありますが、その意図するところは何なのかというふうなことを申し上げたいと思います。</p> <p>あと、2点目ですが、贈収賄の損害賠償の関係です。これについては、ずっと言ってきましたので、これは一般財源のなかにあると認めていますので、なぜ前回の阿部町長と違う処理なのか説明をお願いしたいということでもあります。あと、判決文にある分についても高橋副町長に質問しておりますが、明確な根拠を持った回答はいただいておりますので、これも引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>あと、最後に、昨年この場でお願いしたのですが、ごみのポイ捨て条例の制定についてです。これについて、回答については、条例制定については検討してまいりますということでしたが、条例制定には至っていないようです。ごみ拾いについては、今宿地区も非常に苦慮しております。県の方でも最近非常に協力的で、大きなゴミについては拾っていただいているような状況です。町が率先して、不法投棄の防止、抑制、減量に取り組んでいただきたいという観点から、なぜ制定できなかったのか、その検討の経緯、制定しなかった理由について説明いただきたいと思います。以上です。長くなりました。</p>
座長	<p>1点目は公金紛失の件について、どなたがお答えしますか。そもそも何回も質問をしている件のようですが、回答を出しているのですか。出しているも納得していないであれば、ちゃんと話し合いがなっていないのではないですか。再度説明してください。</p>
小林農林課長	<p>当時担当しておりましたので、説明させていただきます。公金紛失の令和4年の補正予算の50万円減ということですが、これは実績による補正ということで、調定を切って入金したものの合計が予算よりも50万円少なかったということでこの分補正予算をしております。なぜ調定しなかったのかというご質問ですけれども、使用料につきましては、納入になった金額の調定を切って、それを収納するというような流れになっております。こちらの方法は、平成29年9月に交流センターが開設になってからずっとこの方法でやっております。また、決算の段階において公金の紛失に気付いておりませんので、調定額にあわせて補正予算を組んだ時点で、その時点での決算額となります。監査の報告については、総務課の方でお願いします。</p> <p>損害賠償については、地方自治法の件についてですが、先日弁護士の方とも</p>

	<p>話しまして、地方自治法による監査による賠償すべき金額の設定確認については、民法についても同様なのですが、法的な流れとして、権利というのが、無くした人についてそちらを弁償しなさいというふうな意味合いではなくて、まずその金額なりを決めるというのを監査に任せるといような権利だといようなご説明でありました。その権利が、自分の責任において補填するという前提の前に、あなたに責任があるからあなたが全部弁償しなさいということではなくて、自分についてはいくらの責任があるのか調査してもらう権利があるといような説明でありましたので、権利というものについては、放棄することもできるといような説明です。放棄するということで、法律で守られている権利ではなく、権利を放棄して自分たちで補填したということは、法律上問題ないということでした。刑事責任を問わないといような文面については、合意書にはこのような文面はございませんので、こちらは無いものと思います。</p>
参加者	<p>再質問いいですか、1点目の調定をしないという話ですが、62万円相当ですから、本来であれば使用料は事後調定であるけれど、現金が納付されたのちに現金が無くなったんですね。だとすれば事後調定で調定しないといけないんですよ。それをやっていないから、収入未済額が無いんですよ。これ事実でしょ。だから決算にも収入未済額がでないんですよね。</p>
小林農林課長	<p>こちらは、納入になっている現金にあわせた形で調定を切っているという担当者の話もありましたので、実際入金なったのかどうか、紛失の原因が分からないので、現金があるものについて調定を切ったということになります。</p>
参加者	<p>辻褄が合わないんですよ。現金が無くなった時に、整理簿と現金を突合して1年6ヶ月合わなかった。入金になったのは何回かに分けて入っているわけですから、その都度、調定をしなければならぬのにそれをしていないんですよ。明らかにそうなんですよ。入った時点で調定しないといけないんですよ。事後調定なのだから。地方自治法施行令でも財務規則でも。それをしなかったから、調定額は紛失金を除いた額しか調定されていないんですよ。今の説明からすれば調定は合っていますよ。入った分しか調定していないので当たり前ですよ。残っている分しか調定してないですから。辻褄合いませんよ。だから、補正予算も収入未済額が出ないように補正予算減したんですよ。ちゃんと説明しないと、どんどん辻褄合わなくなりますよ。</p>
小林農林課長	<p>調定を切ったものについては、1ヶ月分まとめて調定を切っておりましたので、その1ヶ月分のまとめたものが現金としてそこにあるものとして調定を切ったということになります。確かに、整理簿の方ではあるのかもしれませんが、それは調定を切っていないといふようになります。ですので、調定額イコール収入額といふようになります。</p>
座長	<p>ちょっと待ってください。他の方々が内容を分かっているのかというとは分かっていないと思います。それで全部の時間を使うわけにはいきませんので、今</p>

土屋総務課長	<p>の問題についてもまだ質問者は納得していないわけですから、町の方でも質問者の方と向き合って回答していただくような形にさせていただきたいと思いません。もう1点、贈収賄の回答をお願いします。</p> <p>元町長との違いをとということではありますが、元町長の件につきまして、事業の地方債の繰り上げ償還があったということで、その部分について過疎債を適用しておりましたので、その分について70%の普通交付税の措置があったと、その分については交付税の措置がもらえなくなるわけですから、その分については、損害ということでは対応させていただいたところです。これについては、何ら違約金等の歳入もありませんので、町の財政からの支出であったということで、その点が今回の事件との違いであります。</p>
参加者	<p>今の話も、何回も言っていますけれども、皆さんがいる前で話してもしようがないので、私と一対一で話していますので、まだ会長さんに話していませんけれども、役場の退職者会ってあるんですけど、年一回総会あるんですけど、そういった場で今の話出来ますかね。できればやってほしいんですけど。</p> <p>あと、公金紛失の件について、弁護士さんの説明どうのこうのありましたが、自治法に基づいてしなくていいという説明になっていません。民法云々と言っていますが、民法と自治法のからみも最高裁で出ていますので、ダブった場合は自治法でやりなさいと出ているので、弁護士さんが言っているということは分かりますが、弁護士さんが言ってる根拠を示してくださいと言っているのです。そこをきちんと説明できるように準備しといてください。</p>
座長	<p>はい、この場で結論を出せばいいのですが出るものでもありませんので、この件については質問者が納得していないんでしょうから、町側としても十分な説明をするよう私からも要請をして、この質問については終わりたいと思いません。</p> <p>他に質問ございませんか。</p>
参加者	<p>教育文化振興事業の公営塾を開設しますということですが、塾形式で希望者に対し無償で実施すると書いてありますけれども、中学生対象ということで結構なことだと思いますが、単なる中学校の補習的なものなのでしょうか。私としては、数学の面白さ、それから成り立ちとか、歴史とか、興味を持てるような、将来につながるようなものにして欲しいと思いました。中学校の授業の延長のようなものにならないように望んでいるのですが、その辺についてお願いします。</p>
鈴木教育長	<p>今仰った数学の興味とか関心とか大事だと思います。そういった点も今後狙っていきたいと思うのですが、今の中学生の現状として、小学校の間に算数の授業を積み上げる中でどうしても個人差が生じてきます。中学校に入ってから、数学でつまづいているお子さんは非常に苦しんでいます。そして勉強への意欲も少なくなっています。普段の小中学校の授業というのはカリキュラムが</p>

	<p>決まっています、分からないところに戻って教えるそういった時間がなかなか取れない状況です。そこで、中学生になってから、中学校で自分に合ったコースや進捗でつまづいていたところを学び直す場として行っております。本来であれば、仰った数学の興味、関心、面白さなどを大事にしたいのですが、そこは普段の先生にお任せして、自分がもう一回学び直して、俺もやればできるんだということを味わって、勉強の意欲や楽しさを蘇らせたいということで、さらには、力のある子については力を伸ばすということでやらせていただいております。</p>
参加者	<p>これは、どこで誰がやるのでしょうか。</p>
鈴木教育長	<p>4月の末から中学校の教室をお借りして実施しています。最初、虹のプラザも考えたのですが、子ども達の集まりやすさとか保護者の送迎等考えると、学校の先生方の理解も得られましたので、教室で放課後行っています。お願いしているのは、民間の塾の方に入札をかけた上で、そちらの先生が3名いらっしゃって、学年ごと、基礎コース、応用コースに分けて行うことになっています。</p> <p>あとは、夏休み中も中学3年生を対象に、数学だけではなく英語も入れてやる予定です。</p>
参加者	<p>分かりました。振り返ると、あの時あんなふうに教えてもらったら良かったなと思うことがあります。例えば、植物の葉の付き方は、数学的に数列で表せるとかひまわりの種の配置は数学で表されるとか、あれを中学生の時に知れたら良かったとも思いましたので、よろしく願いいたします。</p>
庄司町長	<p>この事業ですね、春先に山形大学の学長と意見交換をする機会がありまして、その際に、山形県の学力低下が著しいという話がありました。山形大学の学生の出身の1位は宮城県なんですね。山形県ではなくなっているんです。かつて教育県と言われた山形県であります、いま学力テストをすると全国平均以下になっています。そして、教育の町と言われた大石田でも、県の平均の下になっているんです。私は、このことに非常に危機感を持ちまして、教育長と何からスタートできるかと話し、数学に関して一度嫌になると追いつけなくなると放置してしまうと、そうすると中学3年生になると何も分からなくなってしまうというのが現状だと聞きまして、まずは1年生、2年生、3年生で民間の塾講師より基礎から、ある程度の実力がある方は応用をできるように2部クラスにして、私も中学生の子どもがいて、先日の話やアンケートも見ましたけれども、ほぼほぼの親御さん、80%以上の方が今年度もしたいということでした。残りの数%は本人の意向だということで。もうしたくないという方は0%でした。そして、この事業をどう思うかについても、ほぼほぼこの事業はとても良い事業だということで。また補足しますと、今中学校の部活は週3日なんですね。その部活をしない日に塾をしております。となると、アンケート調査を見ると、家に帰ってタブレットを弄っている子どもがその時間をちゃんと勉強に充てられるというすごく良いことだなという意見もいただきました。先ほど仰</p>

	<p>った学習意欲というか、子どもってすごいなと思うのが、面白くなってどんどんしたくなるんですね。そうすると、数学がすごく楽しいというアンケート結果も出てますので、わたしはこの事業は続けていきたいと思っています。</p>
参加者	<p>面白い授業を期待しています。ありがとうございます。</p>
座長	<p>他にございませんか。残り一つか二つ受けたいと思いますけれども。</p>
参加者	<p>先ほど質問したごみのポイ捨て条例の関係、答えてもらってないと思います。あともうひとつ、最上川の改修事業を盛んにやっていますが、この説明会の時に、山形河川国道事務所も新庄河川事務所も大石田町も県も、なんでこの事業をやるんですかと聞いたときに、令和2年の水害と同程度の水害、内水被害も含めて二度と起こさない、なくすために改修に取り組むんですと言っていました。その根拠はなんですかと聞いたら、越水も内水も発生させないようにしますということで、その根拠になるのが最上川の水位が18.59m最高水位までいったんですが、それを17.90m、70cm下げます。堤防を引堤、掘削もすれば下がるんですというふうな回答がきました。今もってその根拠を示されておりません。何回も副所長が説明に来たのですが説明できませんでした。で、昨年5月に新庄河川事務所で私の方に説明に来まして（注：正しくは、大石田出張所に来所し説明を受ける）、その時データを持ってきましたとの説明だったので、大橋近辺で20cm弱しか水位を下げられないというデータを持ってきました。それでは話にならないので改めて説明するように帰したんですが、未だその説明がされていません。こういう状況でありますので、町も当然認識をしているはずですが、町でどういうふうに認識をして、町民に対してどのように説明するのかお聞きしたいと思います。</p> <p>先ほどのポイ捨ての対応、制定に至らなかったのか検討の内容も含めて、町長の方からお答えいただきたいと思います。</p>
庄司町長	<p>まずは詳細について建設課長の方から説明させます。</p>
大山建設課長	<p>まず、ごみのポイ捨て条例について説明させていただきます。ごみのポイ捨て条例については、おおよそ30年前に自治体で流行った条例であります。この制定した自治体の状況を確認してみると、既に形骸化しているところが大多数でありまして、現状において、条例が機能していない認識を持っているところであります。町としましても、そのような形骸化するような条例を制定するのではなくて、具体的に不法投棄の防止につながるような取り組みにつなげていきたいというふうに思います。具体的に申し上げますと、昨年また一昨年、県と連携しまして、不法投棄防止箇所に対して、監視カメラを設置させていただきました。その監視カメラの設置により、不法投棄を防ぐという効果が具体的に見えておりますので、町としましてもそのような取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。また、条例を制定せずとも現行の廃棄物処理法や軽犯罪法により十分対応可能という認識でございます。</p>

参加者	<p>また、70 cmのお話については、国土交通省の方では当然シミュレーションを行ったものと思います。20 cmしか下がらないというお話は、私の方では認識してございません。こちらについては、新庄河川事務所に確認したいと思います。</p> <p>ごみのポイ捨て条例については分かりました。法律ありますよね、それに対応していきます、監視カメラも対応していきます、であれば、具体的に私の地区でここが酷いのでと申し上げておりますので、現場しっかり確認してもらって、監視カメラでもなんでもいいですから、来年度ゴミが明らかに減るように対策をお願いします。地区では、なかなかもうできないというところまで議論しておりますので、今申し上げたことを具現化してください。よろしいですか。よろしく願いいたします。</p> <p>あと、河川については、70 cmについては、山形河川国道事務所が実現しますと言ったんですよ。データを示して実現しますと言ったんですよ。ですからもう、20 cmしか下がらないでは説明つかない。今からその辺を改めるといのは認識不足だと思います。しっかり認識をして、これから国県と、その辺の実現、データの入手、努力してください。よろしくをお願いします。</p>
座長	<p>他にございませんか。</p>
参加者	<p>私たちは小さいころからトイレはきれいにと教わってきたんだけど、役場のトイレ井戸水使ってるのか分からないけど、すごく赤い水で用を足せないような感じです。役場行ってきたけどトイレ掃除してるのかと言われるので、何とかした方が良いでしょう。</p>
座長	<p>その問題は分かりました。私の方からも言っておきます。その他ございませんか。無ければ、本日は今までにないくらい沢山の方からご出席いただきまして大変ありがとうございます。もっともっと多くの意見を皆さんからいただきたいところではありますが、時間も押してきましたので、ここで終了したいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>6. 閉 会 (午後8時40分)</p>	